要　望　書

全国市議会議長会指定都市協議会は、多様な大都市制度の早期実現等の要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

令和８年１０月

全国市議会議長会
指定都市協議会
会 長　　長　内　直　也
（札幌市議会議長）

目　　次

１　多様な大都市制度の早期実現 …… １

２　地方税財源の充実確保 …… ２

３　厚生年金への地方議会議員の加入…… ４

４　物価高への対応や感染症対策 …… ５

５　主権者教育の推進…… ６

６　災害からの復旧・復興に対する支援 …… ７

１　多様な大都市制度の早期実現

地方自治法の施行から７５年以上が経過し、この間、地方分権改革の推進や市町村合併等により、広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化している。基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。

現行の指定都市制度は、７０年前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などによる課題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度となっておらず、コロナ禍においても、指定都市のポテンシャルを十分に発揮できない事例が確認された。

大都市制度については、これまで「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から提案している「特別市」制度に関しては、第３０次地方制度調査会答申で検討の意義が認められたものの、未だ法的整備はなされておらず、均衡の取れた大都市制度となってはいない。

本年１月に立ち上げられた第３４次地方制度調査会においては、「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」との諮問に基づき、「特別市」制度に関する具体的な議論も進められているところであるが、急速に進む人口減少等を乗り越え、持続可能な社会と我が国のより一層の成長を実現するため、国においても、指定都市の意見を踏まえた更なる検討が行われるべきである。

ついては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、第３４次地方制度調査会における大都市制度に関する議論の進捗に即して、国においても指定都市の意見を踏まえ更なる検討を進め、「特別市」の法制化を含む多様な大都市制度の早期実現を図ること。

２　地方税財源の充実確保

今日の地方自治体においては、急速に進行する人口減少、少子・高齢化に対応したこども・子育て政策の強化や福祉・医療サービスの充実、地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

また、緊迫する国際情勢や円安等の様々な要因によるエネルギー価格・物価高騰等が地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼしている。

一方で、地方財政は、依然として財源不足が生じる厳しい状況が続いており、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては令和９年度税制改正・地方財政対策に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　令和９年度税制改正について

(1)　今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。また、地方税の税負担軽減措置及び国の租税特別措置については、積極的な整理合理化を図ること。

(2)　指定都市の事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。

(3)　固定資産税については、国の経済対策等に用いず、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

　新築住宅に係る減額措置その他の固定資産税の非課税、課税標準の特例、減額措置等について、政策効果等を十分検証し、地方自治体の意見を十分に反映させた上で廃止・縮減も含めた抜本的な見直しを行うこと。

(4)　自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後とも大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

(5)　いわゆる「ガソリン暫定税率」の廃止については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響を十分に考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を早期に確保するとともに、それまでの間は、国の責任において確実に財源を措置すること。

(6)　法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。

２　令和９年度地方財政対策について

(1)　大都市特有の財政需要に加え、防災・減災・国土強靭化、インフラ施設の老朽化対策のほか、こども・子育て政策の強化、人件費の増加、物価や賃金の上昇を受けるものなど、地方の財政需要を適切に地方財政計画に計上し、地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。

(2)　地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。また、地方の財源不足の補塡については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

(3)　公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、時限措置ではなく恒久的な措置とし、公用施設も対象とすること。

３　厚生年金への地方議会議員の加入

地方分権の推進に伴い、また、加速する人口減少社会や多様化する住民ニーズへの対応など、政治的・行政的課題が多岐にわたる中、地方議会の役割と責任はますます重要となっており、これらの課題の解決に向けて、何より多様な人材の地方議会への参画が求められている。

とりわけ、就業者の約９割にも達する会社員等の被用者には、多様な世代と職種、男女が共に含まれ、地方議会においてその知識と経験の活用が期待されるところであるが、地方議会の議員構成は、住民の構成と比較して女性や６０歳未満の割合が極めて低いなど、性別や年齢構成の面で多様性を欠く状況が続いている。

また、令和５年に実施された統一地方選挙においても、投票率の低下や無投票当選者数の増加など、住民の関心の低下や議員のなり手不足が懸念される結果となった。

これらの課題解決のため、地方議会として、開かれた議会への取組を含め種々の議会改革に努めているところであるが、多様な人材の立候補を促すための環境を整えることが必要である。

そのためには、会社員が議員に転身する場合でも、切れ目なく厚生年金の適用を受けることができれば、家族の将来や老後の生活を心配することなく選挙への立候補が可能となり、多様な人材の市議会への参画に大きく寄与すると考えられる。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

地方議会における多様な人材の確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を、国民の理解を得ながら早急に実現すること。

４　物価高への対応や感染症対策

国内の地域経済は、高水準の賃上げ、企業の高い投資意欲等を背景に、今後も緩やかな回復が続くことが期待されるものの、依然として深刻な物価高が継続している。加えて、昨今の中東情勢の緊迫化に伴う資材価格の高騰、石油関連製品をはじめとしたサプライチェーンへの影響等は、更なる物価高をもたらし、市民生活・地域経済への深刻な影響が長期化している。

指定都市は、我が国の人口の２割を超える２，７００万人以上が居住する各圏域の社会経済活動の中心である。また、感染症対応の最前線である保健所や地方衛生研究所を有し、医療機関も集積する地域医療の拠点としての役割も担っている。このようなことから、各地域の実情を詳細に把握している指定都市が主体となり大都市部における経済の活性化や感染拡大防止策に取り組むことが我が国全体の社会経済活動と感染拡大防止の両立の成否に極めて重要である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　物価高への対応に要する財政措置等

長期化する物価高により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として、エネルギー価格上昇への対策なども含め、国の責任において万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映すること。

また、地方向け交付金を措置する場合は、財政力にかかわらず必要額を措置すること。

２　感染症対策に関する事務・権限の移譲

大都市部の感染拡大防止等の対策に最前線で取り組む指定都市の重要な役割に対して、指定都市の権限が依然として極めて限定的となっているため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、道府県の権限を、希望する指定都市に財源と併せて移譲できるようにすること。

５　主権者教育の推進

地方議会においては、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏り、さらには議員のなり手不足など様々な課題を抱えている。

こうした課題に対応するため、指定都市の議会や三議長会では、二元代表制の一翼を担い、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が明文化された令和５年４月の改正地方自治法を踏まえ、地方議会に対する住民の理解促進と、女性や若者など多様な人材の議会への一層の参画に向けた環境整備を積極的に進めているところである。

このような中、将来の地方自治を担う子どもたちに向けて学校で行う主権者教育は、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力を育むとともに、社会の構成員の一人として、地域の課題解決を主体的に担っていく力を培ううえで非常に重要な意義を有しており、今後は、学校・教員の負担軽減や政治的中立に配慮しつつ、より効果的な主権者教育を実現するため、学校と議会が連携を深めていくことが必要である。

よって、国においては、主権者教育の推進に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の市議会への参画促進を図るため、主権者教育を一層推進すること。

２　出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対し、財政的な面も含め、支援を行うこと。

３　現在、中央教育審議会で改訂に向けた審議が行われている学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」について明記すること。

６　災害からの復旧・復興に対する支援

近年、集中豪雨や台風、地震、大雪など、大規模な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生しており、全国各地で幾度となく災害救助法が適用されている。

既に、本年も令和８年熊本地震や令和８年８月千葉豪雨など、災害救助法が適用される事態が発生しており、こうした自然災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、防災・減災、国土強靱化の着実な推進が急務であるとともに、災害発生後の迅速な復旧・復興対策が重要である。

よって、国においては、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　災害復旧・復興支援の充実強化について

被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。

２　防災・減災対策への支援について

⑴　地震による建築物の倒壊防止や液状化防止をはじめとする防災・減災対策への財政措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

⑵　緊急防災・減災事業債について、恒久的な措置とするとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。

３　大都市における迅速かつ的確な災害対応に向けた権限の移譲について

災害発生時の即応性を高め、住民の生命・財産を迅速に保護できるよう、防衛大臣に対する自衛隊の災害派遣要請権限をはじめ、道府県が有する災害対応権限の指定都市への移譲に向け、必要な法制上の措置を講じること。